

第1回ひたちなか市環境審議会
令和2年6月29日（月）

ひたちなか市第3次環境基本計画の策定について

環境保全課

ひたちなか市第3次環境基本計画の策定について

《背景》

多様な環境問題の解決と真の豊かさを目指し、平成12年3月に「**ひたちなか市環境基本条例**」を策定しました。

この条例では4つの基本理念を掲げており、その理念と基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第8条に規定する「**環境基本計画**」を策定しています。

- ・H14.3 ひたちなか市環境基本計画
- ・H18.10 ひたちなか市環境基本計画(改訂)
- ・H24.5 ひたちなか市第2次環境基本計画
- ・H29.2 ひたちなか市第2次環境基本計画(改訂)



『ひたちなか市第3次環境基本計画』の策定

ひたちなか市第3次環境基本計画の策定について

《策定の基本的な考え1》

現計画「ひたちなか市第2次環境基本計画」の基本的な考え方については、引き続き継承します。

本市の課題や世界的な問題である**地球温暖化**や、**SDGs**の考え方を反映させます。

- 温暖化防止実行計画（区域施策編）
- 地域気候変動適応計画
- SDGs

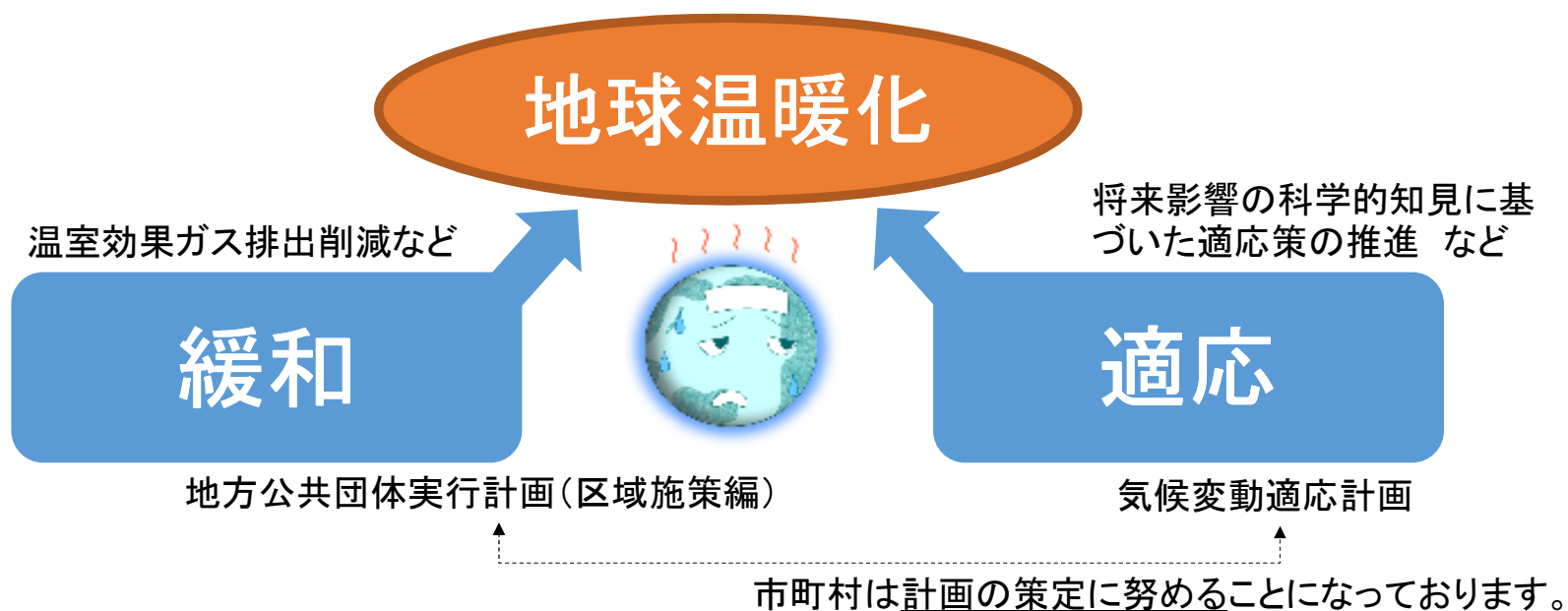
※ひたちなか市の基本的構想となる『市総合計画 後期基本計画』においても、「SDGs」の考え方を取り入れて策定することとしております。



ひたちなか市第3次環境基本計画の策定について

- 地方公共団体実行計画（事務事業編と区域施策編）
 - ・・・「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に規定。
- 地域気候変動適応計画・・・「気候変動適応法」第12条に規定。

地球温暖化に関しては、2つの法律を制定し、**緩和**と**適応**の両輪で対応していくこととされております。



ひたちなか市第3次環境基本計画の策定について

○SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における中心的な考え方です。

17の目標と169のターゲットで構成されています。

“No one will be left behind”
“誰ひとり取り残さない”

という理念のもと、2030年に向けた、全ての国の目標となっています。



ひたちなか市第3次環境基本計画の策定について

《策定の基本的な考え2》

- ①「ひたちなか市第3次総合計画後期基本計画」(R2策定中)との整合性を図ります。

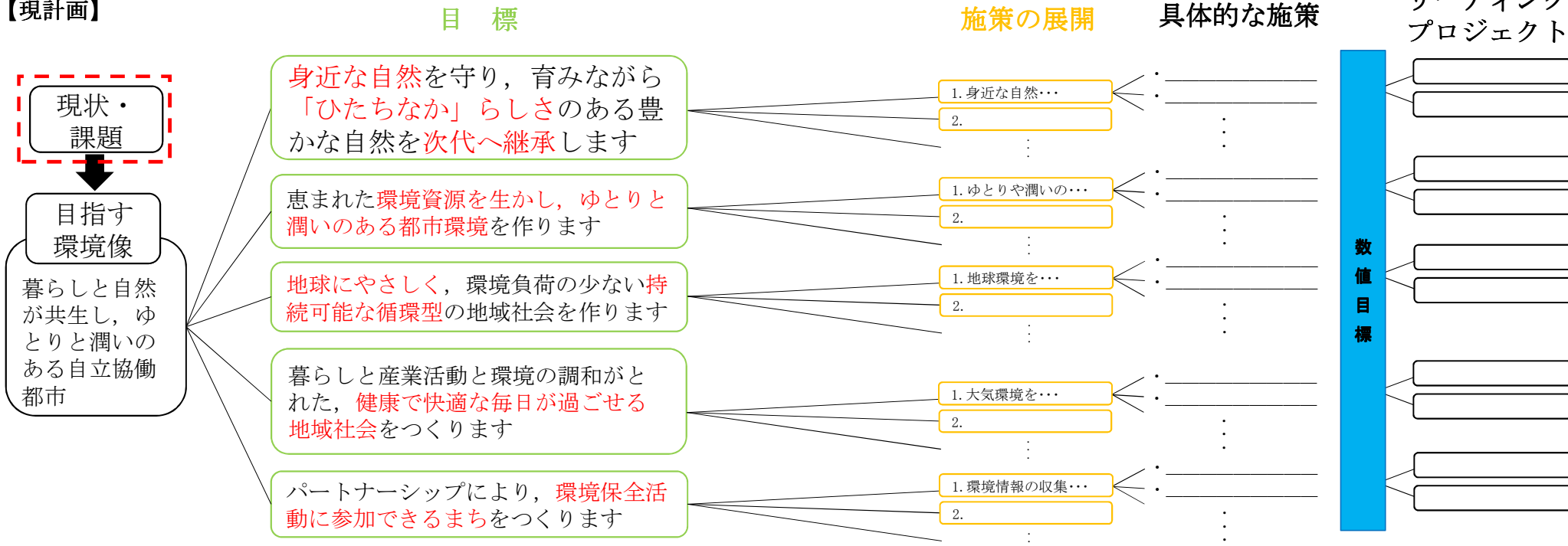
- ②地球温暖化に関する事項として、地方公共団体実行計画(区域施策編)、気候変動適応計画を環境基本計画に位置づけます。

- ③ひたちなか市環境基本計画の構成を変更し、わかりやすい計画を策定します。

- ④リーディングプロジェクト(重点施策)については、③の構成変更に合わせて、5つの各視点から、喫緊の課題であり、優先して取り組むべき事業を優先して設定します。

第2次環境基本計画(平成24年度～令和2年度)

【現計画】



第3次環境基本計画(令和3年度～令和12年度)

【新計画】



ひたちなか市第3次環境基本計画の策定について

○策定スケジュール

R2.6.29 第1回ひたちなか市環境審議会
【諮問】

R2.7 第2次環境基本計画の検証(庁内各課)
第3次環境基本計画の原案作成

R2.11頃 第2回ひたちなか市環境審議会
【答申】
パブリックコメント

R3.3 第3次環境基本計画策定